

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関の指定
土地の用途廃止
- 収入証紙の小売りさばき人の指定

告 示

鳥取県告示第五百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
加藤 医院	八頭郡用瀬町 用瀬三八二	外科、整形 科、皮膚科、 小児科、内 科	加藤達也	昭和四十五年 七月二十六日
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉 四丁目三一五	外科、胃腸科、 整形外科、 小児科	面谷幹夫	昭和四十五年 七月十六日

鳥取県告示第五百三十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年七月二十四日から用途廃止した。

昭和四十五年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡若桜町大字若桜字井手ノ下タ九三ノ六番地先	四八・九一	水路敷
〃 〃 〃 九三ノ一番地先	三五・九九	道路敷
〃 〃 〃 八〇八ノ四番地先から 八〇九ノ三番地先まで	八八・一五	堤防敷

鳥取県告示第五百四十号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	指 定 番 号	住 所	氏 名	売 り さ ば き 場 所
昭和 45・6・1	三五〇	鳥取市湖山 一四五四	株式会社 鳥取銀行湖山支店支店長	鳥取市湖山 一四五四
"	三五一	岩美郡岩美町 大字浦富七一	株式会社 鳥取銀行岩美支店支店長	岩美郡岩美町 大字浦富七一
"	三五二	八頭郡智頭町 大字智頭一六四二	株式会社 鳥取銀行智頭支店支店長	八頭郡智頭町 大字智頭一六四二
"	三五三	八頭郡若桜町大字 若桜一六五ノ一〇	株式会社 鳥取銀行若桜支店支店長	八頭郡若桜町大字 若桜一六五ノ一〇
"	三五四	八頭郡河原町 大字河原五〇ノ一	株式会社 鳥取銀行河原支店支店長	八頭郡河原町 大字河原五〇ノ一
"	三五五	八頭郡那家町 大字那家七五ノ一	株式会社 鳥取銀行那家支店支店長	八頭郡那家町 大字那家七五ノ一
"	三五六	気高郡青谷町大字 青谷四〇四四ノ六	株式会社 鳥取銀行青谷支店支店長	気高郡青谷町大字 青谷四〇四四ノ六
"	三五七	気高郡気高町大字 勝美六八二ノ六	株式会社 鳥取銀行浜村支店支店長	気高郡気高町大字 勝美六八二ノ六
"	三五八	鳥取市栄町四〇三	株式会社 扶桑相互銀行本店営業部長	鳥取市栄町四〇三
"	三五九	倉吉市明治町 一〇三二ノ一	株式会社 扶桑相互銀行倉吉支店長	倉吉市明治町 一〇三二ノ一
"	三六〇	米子市加茂町 二丁目八一ノ五	株式会社 扶桑相互銀行米子支店長	米子市加茂町 二丁目八一ノ五
"	三六一	境港上道町字諏訪 下一八五五ノ七	株式会社 扶桑相互銀行境支店長	境港市上道町字諏訪 下一八五五ノ七

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取

県

【価一部一箇月三百円(送料を含む)】